

支援対象児童等の見守りに取り組む団体の皆様へ

令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金 募集要項

福井市では、子どもや子育て家庭の孤立を防止し、地域ぐるみで子どもの見守り体制を強化するため、支援を必要とする子どもや子育て家庭を見守り、支える取組を行う民間団体等を支援する「令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金」を創設し、以下のとおり対象団体を募集します。

募集期間 令和6年4月1日（月）～5月7日（火）17：00必着

補助上限額 1団体等・1事業当たり150万円

対象事業

福井市内に活動拠点のある団体等が市内で実施する事業で、次の（1）～（4）の全てを満たすものを対象とします。

- （1）かつて虐待があったり、今後生じるおそれがあるなどの継続的な見守りが必要であると市長が認める児童及び家庭（以下「支援対象児童等」という。）に対して実施すること
- （2）次のいずれかの取組を通じて、概ね月1回以上、支援対象児童等の状況を把握すること
 - ・ 居宅訪問やICT機器等を活用した見守り及び相談対応
 - ・ 食事や食材の提供
 - ・ 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための学習支援
 - ・ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ・ その他市長が認める支援
- （3）支援対象児童等を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携をとること
- （4）その他募集要項（P2～をご覧ください。）に定める要件を満たすこと

【ご応募・お問合せ先】

福井市 福祉部 こども家庭センター

〒910-0853

福井市城東4丁目14-30

電話:0776-20-5337 Email:kodomokatei@city.fukui.lg.jp

※ 申請に当たっては、事前に上記お問合せ先にご相談ください。

1 対象団体

- 福井市内に活動拠点のある団体・グループが対象です。
- 法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※ 以下に該当する団体は対象外になります

- ◆ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- ◆ 活動内容が公序良俗に反する団体

2 応募要件

補助対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

(1) 対象事業に関すること

- 本募集要項の「対象事業」に記載の(1)~(3)の要件を満たすこと。
- 支援対象児童等の状況把握のため、「支援対象児童等一覧」(名簿)(第15号様式)の作成が必要です。

(2) 個人情報の取扱いについて

- 個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。

(3) 他の補助金との併用について

- 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要項による補助金以外の補助その他の給付(以下「その他の補助金等」という。)を受けていないこと。
- ただし、その他の補助金等を受ける事業とこの募集要項による補助対象事業を区分して実施する場合及びその他の補助金等を受ける事業に加え新たにこの募集要項に規定する取組を実施する場合等はこの限りではありません。

(4) その他

- 食事の提供に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮し、事前に福井市保健所に相談すること。
- 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること。
- 食中毒や交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること
- 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- 継続した取組であること。
- 法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

※ 以下に該当する団体は対象外になります

- ◆ 営利を目的とした事業
- ◆ 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業

3 補助上限額

- 補助上限額は、1 団体等・1 事業当たり 150 万円
- ただし、同一団体が同一の場所で同一の人員でもって複数の事業を実施している場合及び同一団体が複数の場所で同一の人員でもって同一の事業を実施している場合は、サービス提供が一体的になされているとみなし、1 事業として取り扱います。
- 補助額の 1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。
- 申請多数の場合は、補助事業の趣旨に鑑み、補助金が一部交付や不採択となることもあります。

4 対象経費

- 対象事業に要する経費のうち、以下の表に掲げる経費が対象です。
- 事業の実施に最低限必要なものに限り、また、令和 7 年 2 月 28 日までに納品等と支払いが完了する事業にかかる経費を対象とします。

費目	対象経費
人件費	・ 居宅訪問や子どもの状況把握等を行うスタッフの人件費等 (団体等の運営に係る職員の賃金または役員報酬や所得税を含む支給額が実働 1 時間あたり 1,000 円を超える人件費等については対象外とする)
通信 輸送費	・ 居宅訪問や食料品配送等に係る交通費、ガソリン代、レンタカー費用、配送料等
賃借料	・ ICT 機器 (パソコン、プリンタ、タブレット等) のリース費用 ・ 食料品の保管場所や会場使用に要する経費
需用費	○ 食糧費 ・ 食材やお弁当、調味料など (弁当一食あたり 800 円を超える額など、通常より著しく高額と判断される経費は対象外とする。) ○ 消耗品費 ・ 食事の提供や学習支援に必要な消耗品等の購入経費 (耐用年数が 1 年未満かつ 1 件当たりの金額が 2 万円未満のものに限る。) ○ 印刷製本費 ・ 事業周知のためのチラシ作成費用 (当該事業とは別の内容の周知を含むチラシの作成費用は対象外とする)
光熱水 費	・ 食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費 (事務所に係る光熱水費は対象外とする。ただし、専用のメーターの検針等により当該事業に使用した料金が明確に算定できる場合は可)
手数料	・ 支払いにかかる振込手数料
その他 経費	・ 職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等 ・ 事業の趣旨に合致し、支援対象児童等の状況把握のために特に必要があると認められる経費 ・ 開催時の食中毒や交通事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険に加入する経費 ・ ボランティア保険等

※ 以下の経費は対象外となります

- ◆ 市長が必要と認めた支援対象児童等以外に対して行う取組に係る経費
- ◆ 支援対象児童等の状況把握を行わない取組に係る経費
(例:状況把握を行わず単に食事の提供を行う場合の経費は対象外)
- ◆ 団体等の経常的な経費と区別ができない経費は対象外とする。
- ◆ 事業に直接必要とされない経費，使途が特定できない経費
- ◆ 団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費，接遇にかかる経費
- ◆ 通常より著しく高額と判断される経費
- ◆ 備品の購入にかかる経費
- ◆ その他，補助対象とすることが適当でないと判断される経費

5 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき，福井市福祉部こども家庭センターへ持参又は郵送によりご提出ください。

なお，応募に要する経費は，すべて応募団体の負担とし，提出いただいた書類は，選考結果にかかわらず返却いたしません。

提出が必要な申請書類

- (1) 令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 団体等の規約・会則，役員名簿（様式任意）
- (5) 団体の概要や事業内容が分かる書類（様式任意）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (7) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）

※ 上記以外に，必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

6 審査・交付決定

提出いただいた申請書等を基に，福井市において審査し，補助金の交付可否と交付予定金額を決定し，応募団体に通知します。審査の過程で，必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

7 実績報告等

- 以下の書類を提出してください。
- 補助金の支払いは口座振込で行いますので，団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

四半期ごとにご提出いただく書類

- (1) 四半期報告書（様式第14号）

(2) 支援対象児童等一覧（四半期報告用）（様式第15号）

事業終了後にご提出いただく書類

(1) 令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書（様式第16号）

(2) 年次報告書（様式第17号）

(3) 事業決算書（様式第18号）

(4) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

（日付、宛名、領収者（応募団体名）、品物名（但し書き）の記載が必要です。また、原則、日付は補助金申請年度のもの（年度が異なる場合は要相談）に限ります。）

(5) 事業の実施状況や参加状況が分かる資料

※ 上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

※ 事業完了後30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までにご提出ください。

➤ 補助金の支払いは、原則として年度内最後の事業完了後ですが、自己資金がない等の理由により、特に事前に必要と認められる場合は、補助金交付決定額の一部（5分の4を上限）を概算払として事前にお支払いすることができます。あらかじめ、概算払請求書（様式第20号）を提出いただく必要がありますので、申請時にご相談ください。

8 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。

また、それに伴う応募者が被る損害について、福井市は賠償いたしません。

- 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- 交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- 補助決定後に、事業の変更又は中止を行ったとき。
- 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- 「令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。

9 その他、申請に当たっての留意事項など

➤ 補助決定後の事業の変更や中止については、書類提出（変更交付申請書（様式第9号）又は事業中止・廃止承認申請書（様式第12号））により、あらかじめ福井市の承諾が必要です。ただし、助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で行う、以下の軽微な変更については、書類提出は不要です。

軽微な変更

(1) より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更

(2) 補助対象経費総額の20パーセント以内の減額に伴う変更

(3) 補助対象経費総額の変更を伴わない経費配分の変更で軽微なもの

(4) 交付決定額の変更を伴わない、補助対象経費総額の増額

➤ 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります

ます。

➤ 交付の決定を受けた団体等は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類（計理関係書類、支援対象児童等一覧（名簿）ほか）を整理し、これらの書類を補助金額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管してください。（補助金の適正支出等の検査のため、閲覧・提出していただく場合があります。）

➤ 四半期の区切りについては、以下のとおりとします。

第1四半期（4月～6月）

第2四半期（7月～9月）

第3四半期（10月～12月）

第4四半期（1月～3月）

➤ 消費税等について

消費税法における納税義務者となる補助事業者については、対象経費から消費税等相当額を除外して補助金額を算定し、申請または報告してください。

ただし、課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者については、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した時に、別記様式第18号により速やかに市長に報告し、市からの返還の請求に従ってください。

詳細については要綱にてご確認いただくか、こども家庭センターの担当までお問合せください。